

一般職の任期付職員を採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第三十八号

一般職の任期付職員を採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員を採用等に関する規則（平成十四年十二月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条を削り、第七条を第五条とし、第八条を第六条とする。

第九条中「第八条」を「第六条」に改め、同条を第七条とし、第十条を第八条とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。